

佐賀県告示第 636 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 28 年 12 月 31 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 28 年 12 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 メチル = 2 [ 1 (シクロヘキシルメチル) 1 H イン  
ドール 3 カルボキサミド ] 3 メチルブタノア - ト (通称名 : AMB-  
CHMICA、MMB-CHMICA) 及びその塩類
- (2) 化学名 2 ( 4 エトキシ 3 , 5 ジメトキシフェニル ) エタン  
アミン (通称名 : Escaline) 及びその塩類
- (3) 化学名 N ( 1 フェネチルピペリジン 4 イル ) N フェニ  
ルフラン 2 カルボキサミド (通称名 : Furanylfentanyl、Fu-F) 及び  
その塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったた  
め

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の  
例による。